

博士學位論文要約

論文題目： 遺留分権利者の決定の自由とその制限

氏名： 竹治 ふみ香

要約：

本稿は、遺留分を主張するかどうかについての遺留分権利者決定の自由が、どのような根拠により、どこまで保障されるべきか、その限界はどこにおかれるべきかを考察するものである。

まず、第1章では、本稿の検討課題を設定する。わが国においては、相続人の一部に遺留分が保障される。最一判平成13年11月22日（民集55巻6号1033頁。以下「平成13年判決」という）は、遺留分減殺請求権は特段の事情がある場合を除き、債権者によって代わりに行使されることはないと判断したものの、この問題について学説は激しく対立している。さらに従来、判例によると、遺留分減殺請求権は形成権と解され、その行使により物権的効果が生ずるとされてきたが、相続法改正により遺留分減殺請求権が金銭債権化されたことから、遺留分を活用することに対する第三者からの要請が高まる可能性がある。このような状況のもと、遺留分権利者の決定の自由が、どのように保障され、制限されるべきかについて、改めて検討する必要があると思われる。これに対して、ドイツ法においては、遺留分請求権の行使を遺留分権利者に委ねる規定が置かれている。すなわち、ドイツ民事訴訟法（以下「ZPO」という）852条1項は、遺留分請求権は、契約により承認された場合または訴訟が係属した場合を除き、差し押さえることができないと定めている。もっとも、その一方で、遺留分権利者の決定の自由と第三者の利益が対立する場合についての議論や裁判例も蓄積されている。加えて、ドイツにおいては、遺留分権の憲法上の位置づけについても裁判所の判断が下されているため、遺留分権の位置づけから、ドイツ法において遺留分権の決定の自由が保障される根拠を探ることも有益であるように思われる。そこで、本稿ではドイツ法を参照し、遺留分権利者の決定の自由の保障と制限について検討する。

第2章では、わが国における遺留分制度と決定の自由にかかわる議論を概観する。平成13年判決は、「遺留分制度は、被相続人の財産処分と身分関係を背景とした相続人の諸利益との調整を図るものである」として、遺留分減殺請求権の行使上の一身専属性を認めたが、その理由付けが十分であるかは疑問もある。この点、学説には、遺留分の機能に着目して債権者代位の可否を論じようとする見解が現れている。わが国においては、遺留分の意義を明らかにする判例は存在せず、学説の議論においても統一した見解があるわけではないが、近親者の生活保障、遺産の維持・形成への貢献の評価、共同相続人間の公平という意義は、現代のわが国の遺留分法についても妥当しうと思われる。

第3章では、ドイツ法における遺留分制度を概観する。ドイツにおいては、遺留分が「家族の連帯を表現するもの」であることを強調して、遺留分が基本法上保障されなければならないものであるとする連邦憲法裁判所2005年4月19日決定（BVerfGE 112, 332. 以下「連邦憲法裁判所2005年決定」という）が存在する。このような理解によると、遺留分権を廃止することは立法者に許されないといえる。また、本決定では、相互に包括的に配慮する義務や、精神的・経済的な貢献から、被相続人死亡後もその関連性を継続させるといったことが、遺留分の役割とされている。ドイツにおいては、判例、学説ともに、遺留分権は家族であるからこそ認められる権利であることが強調されており、その一身専属的な性格が意識されているように思われる。

第4章では、決定の自由と債権者一般の利益が対立する場面について、ドイツにおける議論を検討する。

第1節では、相続開始により遺留分請求権が帰属した者が債務者である場合における遺留分請求権の差押えの可否について検討する。ZPO852条1項は、遺留分権利者と被相続人の間の家族の結びつき、あるいは遺留分権利者と関係者の間の特別な結びつきを考慮し、遺留分請求権を行使するか否かの決定を、遺留分権利者だけに委ねるための規定であると理解されている。ZPO852条1項があげる「契約による承認」、または「訴訟係属」という要件の解釈については争いも残っているが、これらの要件を満たすことにより、遺留分請求権が相続人に対して行使されることが確定すると、もはや権利者の内心の決定領域の問題ではなくなるから、差押可能となると解されており、こうした観点から、要件の内容についての議論が展開されている。もっとも、連邦通常裁判所は、ZPO852条1項の文言とは異なり、ZPO852条1項の要件充足前でも遺留分請求権の差押えを可能とした。ここでの差押えは遺留分請求権の帰属を変更させないための差押えであり、さらにこうした差押えを認めたことを実効あらしめるために、連邦通常裁判所は、遺留分請求権の第三者への譲渡は債権者取消しの対象になることも認めた。

第2節では、遺留分請求権の不行使が債権者取消しの対象にならないと判断した連邦通常裁判所の判断を検討する。

第3節では、遺留分権利者の財産に関して倒産手続が開始した場合における遺留分請求権の取扱いについて検討する。連邦通常裁判所は、遺留分請求権は、ZPO852条1項の要件充足を強制的換価の停止条件とする請求権として破産財団に属するとして、決定の自由を保障する。さらに、残余債務の免責を認めるか否かが問題となる場面でも、遺留分請求権を行使しないことが許される。もっとも、ZPO852条1項の要件が充足された場合は、要件の充足が倒産手続終了後であったとしても、遺留分請求権は追加配当に服する。

第4章の検討の全体を通じて、ドイツの判例においては、遺留分権利者に、権利を行使するかどうかについての決定の自由を保障する姿勢が貫徹されているが、遺留分請求権の譲渡については債務者の処分権を厳しく制限することで、債権者に配慮しているといえる。

第5章では、私的扶養や社会扶助という生活保障がかかわる場面の議論を検討する。

第1節では、私的扶養の場面における決定の自由について検討する。連邦通常裁判所は、扶養権利者や扶養義務者には遺留分請求権行使の責務が認められる場合があり、その責務を懈怠した場合、遺留分請求権を行使したもものとして、その額が遺留分権利者の財産として擬制的に算入されるが、遺留分請求権の行使自体を強制されることはないとする。要するに、遺留分権利者が扶養義務を負い、あるいは扶養請求権を有している場合、一定の基準を満たせば遺留分請求権の行使を間接的に強制されることはあるが、直接的に強制されることはない。

第2節では、社会扶助の場面における決定の自由について検討する。連邦通常裁判所の判断によると、遺留分請求権が社会扶助受給者に帰属すると、社会扶助運営主体によって実際に行使され、この場合、遺留分権利者の決定の自由はないといえる。他方で、消極的な相続の自由は基本法上も保障されるとして、遺留分放棄契約の反良俗性を否定した連邦通常裁判所の判例も現れており、消極的な相続の自由による決定の自由の保障について、今後の判例の動向に注意する必要がある。

ドイツの判例は、生活保障がかかわる領域で、程度の差こそあれ、遺留分権利者の決定の自由に制限を加えている。その根拠は、自らの生活の費用について、遺留分請求権の存在を度外視して、他者にその負担を求めることは是認できないとの評価などによっているといえる。

第6章では、以上で紹介した議論をもとに、ドイツ法における遺留分権利者の決定の自由の保障と制限の根拠を分析し、日本法との比較検討を行う。

ドイツ法における決定の自由の保障の根拠について、判例は、遺留分請求権の不行使が相続法上の手段であることを指摘し、遺留分放棄契約が許されることについては、基本法上も保障される私的自治・消極的な相続の自由を根拠としている。また、判例は、差押えについて決定の自由を保障する ZPO852条1項が、家族の結びつきを根拠にしていることを強調する。これに加え

て、「家族の結びつき」について、より具体的な分析を試みる。すなわち、連邦憲法裁判所 2005 年決定では、先述のように、遺留分権が家族的な要素（家族の連帯）から導き出されることが示された。このような遺留分請求権を、遺留分義務者に対して行使するかどうかを考えるにあたっては、当事者だけがうかがい知ることのできる本人ら（被相続人、遺留分権利者、相続人ら）の実際の家族関係を考慮することになるだろう。すなわち、このことを背景に、ZPO852 条 1 項は、この権利を行使するかどうかを決定することができるのは、遺留分権利者だけであり、債権者の介入を許さないと考える。また、私的扶養の領域においては、家族の扶養のために使われる財産として遺留分請求権が適切といえるか、あるいは他者に扶養を求めるにあたり自身の扶養のために使われる財産として遺留分請求権が適切といえるかが問題となっていることを指摘する。さらに、社会扶助の領域では、生活保障にまつわる全体的な制度の構成における配慮から、判例の立場が導き出されていることを述べる。

これをふまえ、日本法との比較を行う。まず、わが国における遺留分の意義について、ドイツの連邦憲法裁判所によって示された家族の連帯の現れという考えに近似する一方、生活保障の目的を指摘する見解が多いこと、金銭債権化により遺留分の活用の要請が高まる可能性があることを指摘する。これをふまえたうえで、債権者代位の可否、譲渡の詐害行為取消しの可否、差押えの可否、破産法における扱いについて、わが国では遺留分侵害額請求権が形成権と解されている点などにも留意しながら、今後の展望を述べる。さらに、私的扶養の実現のための仕組みが用意されておらず、また生活保護法において請求権一般を運営主体に移転させる規定がないわが国においては、遺留分を活用すべきとする措置をとることが必ずしも望ましいとは言えない可能性を指摘する。